

船舶事故等調査報告書

平成27年2月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第85号
事故等種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成26年7月18日 14時35分ごろ
発生場所	鹿児島県長島町葛輪漁港西防波堤（八代海） 長島町所在の葛輪港西防波堤灯台付近 （概位 北緯32°15.4′ 東経130°11.2′）
事故等調査の経過	平成26年9月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 さくらじま、19トン 295-30934 熊本、千原海事株式会社 B バージ 第二松美丸、全長50.00m（幅16.00m） なし、千原海事株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 左舷船首外板に亀裂を伴う凹損 防波堤 先端角部に欠損
事故等の経過	A 船は、船長ほか1人が乗り組み、石材約700m ³ を積載し、作業員2人を乗せたB船の船尾凹部に船首部を結合して長さ約55mの押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、船長がB船の船橋で遠隔操作により操船し、約2.5ノット（kn）の対地速力で、‘葛輪漁港の東防波堤と西防波堤間の幅約30mの水路’（以下「本件水路」という。）に向けて西北西進した。 A船押船列は、本件水路の中央部を通過しようとして右舵を取ったところ、西防波堤に接近したので、右舵一杯としたものの、回頭しきれず、西防波堤の約10m手前で後進をかけたが、平成26年7月18日14時35分ごろB船の左舷船首部が西防波堤先端角部に衝突した。 A船押船列は、B船の左舷船首部に浸水したが、着岸後、排水をしながら揚げ荷を終えたところ、損傷箇所が水線上になって浸水が止まり、航行に支障がなかったことから、定係地へ向けて航行した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 南西流（流速不明）
その他の事項	葛輪漁港は、港口が南東方に開き、北岸から南西方に延びる東防波堤と南岸から北東方に延びる西防波堤に囲まれており、本件水路の南

	<p>東方60m付近に、長さ約75mの外防波堤が設置されている。</p> <p>船長は、本事故後、西防波堤から海上を見ていた港湾建設作業員から、本事故時、‘西防波堤と外防波堤との間に南西方向に流れる潮流’（以下「本件潮流」という。）があったことを聞き、また、地元漁業者から、たまに、外防波堤の沖側から陸側へ、外防波堤北東端から南西方向へ回り込むような速い潮流があり、その流れに乗ると舵効きが悪いことを聞いた。</p> <p>船長は、葛輪漁港への入港経験が、平成26年6月以来8回目であり、本事故時の潮流について、外防波堤沖に約2knの北東流があることは知っていたが、本件潮流があることを知らなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船押船列は、葛輪漁港において本件水路の中央部に向けて右回頭中、船長が、本件潮流を知らなかったことから、本件潮流に応じた操舵ができず、西防波堤先端部に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船押船列が、葛輪漁港において本件水路の中央部に向けて右回頭中、船長が、本件潮流を知らなかったため、本件潮流に応じた操舵ができず、西防波堤先端部に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮流の複雑な港口付近を航行する際は、事前に潮流を調べ、潮流を考慮した操船を行うか、可能であれば憩流時に入港すること。